（登録基準）

第十一条　法附則第十五条第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、医師、保健師、助産師及び看護師とする。

2　法附則第十五条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（研修機関登録簿の記載事項）

第十二条　法附則第十五条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、喀痰吸引等研修の課程とする。

（喀痰吸引等研修の実施基準）

第十三条　法附則第十七条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（業務規程の記載事項）

第十四条　法附則第十九条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（業務の休廃止の届出）

第十五条　登録研修機関は、法附則第二十条の規定により喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を附則第十条第一項の都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

（準用）

第十六条　第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は法附則第二十七条第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第二十六条の二第一項中「法第四十八条の三第二項」とあるのは「法附則第二十七条第一項」と、同項第三号中「法第四十八条の四各号」とあるのは「法附則第二十七条第二項において準用する法第四十八条の四各号」と、同項第四号中「法第四十八条の五第一項各号」とあるのは「法附則第二十七条第二項において準用する法第四十八条の五第一項各号」と、同条第二項中「法第四十八条の三第二項第四号」とあるのは「法附則第二十七条第二項において準用する法第四十八条の三第二項第四号」と、「法第二条第二項」とあるのは「法附則第十条第一項」と、第二十六条の三第一項中「法第四十八条の五第一項第一号」とあるのは「法附則第二十七条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第一号」と、同項第六号中「法第四十八条の三第一項」とあるのは「法附則第二十七条第一項」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第二項中「法第四十八条の五第一項第二号」とあるのは「法附則第二十七条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第二号」と、同項第一号及び第二号中「第一条各号に掲げる行為」とあるのは「特定行為」と、同号イ中「別表第一第二号」とあるのは「別表第一第二号、別表第二第二号又は別表第三第二号」と、同号ハ及び同項第七号中「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第三項中「法第四十八条の五第一項第三号」とあるのは「法附則第二十七条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第三号」と読み替えるものとする。

（登録基準）

第十一条　法附則第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、医師、保健師、助産師及び看護師とする。

2　法附則第八条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（研修機関登録簿の記載事項）

第十二条　法附則第八条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、喀痰吸引等研修の課程とする。

（喀痰吸引等研修の実施基準）

第十三条　法附則第十条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（業務規程の記載事項）

第十四条　法附則第十二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（業務の休廃止の届出）

第十五条　登録研修機関は、法附則第十三条の規定により喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を附則第十条第一項の都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

（準用）

第十六条　第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は法附則第二十条第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第二十六条の二第一項中「法第四十八条の三第二項」とあるのは「法附則第二十条第一項」と、同項第三号中「法第四十八条の四各号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の四各号」と、同項第四号中「法第四十八条の五第一項各号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項各号」と、同条第二項中「法第四十八条の三第二項第四号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の三第二項第四号」と、「法第二条第二項」とあるのは「法附則第三条第一項」と、第二十六条の三第一項中「法第四十八条の五第一項第一号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第一号」と、同項第六号中「法第四十八条の三第一項」とあるのは「法附則第二十条第一項」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第二項中「法第四十八条の五第一項第二号」と、同項第一号及び第二号中「第一条各号に掲げる行為」とあるのは「特定行為」と、同号イ中「別表第一第二号」とあるのは「別表第一第二号、別表第二第二号又は別表第三第二号」と、同号ハ及び同項第七号中「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第三項中「法第四十八条の五第一項第三号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第三号」と読み替えるものとする。